平成２７年（フ）第４７６４号
大阪市平野区平野本町１丁目１番６―702号、前住所大阪市西成区長橋１丁目９番２―209号
債務者　當山　嘉明
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９２３号
大阪府東大阪市新池島町１丁目18番３号
債務者　石田　俊一
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９５６号
大阪府豊中市庄内東町２丁目７番17―305号
債務者　大林　信雄
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０２３号
大阪市旭区清水４丁目10番15号　ルッツ清水302号
債務者　**今**宮　秀信
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０７５号
大阪府茨木市竹橋町６番13号　ハイツオーキタ竹橋　301号、前住所大阪府茨木市竹橋町６番13号　ハイツオーキタ竹橋　503号
債務者　世羅　照美
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０８１号
大阪府寝屋川市石津南町19番１―620号
債務者　通　　秀義
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１０６号
大阪市都島区御幸町１丁目７番１―502号
債務者　酒井　惠子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１１１号
大阪市東住吉区住道矢田３丁目３番35号　松本文化　２階
債務者　向井　正明
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１１２号
大阪市北区黒崎町14番20号　カーサ黒崎202号室
債務者　足立　　勝
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１１３号
大阪市北区黒崎町14番20号　カーサ黒崎202号室
債務者　足立　**紀**代
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１１６号
大阪市生野区勝山南４丁目３番23―701号
債務者　安田　　勲
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１１９号
大阪市平野区長吉長原東１丁目11番８―910号
債務者　藤内　五郎
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８２４号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地２棟107号
債務者　東山　美鈴
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９９２号
堺市北区大豆塚町２丁42番地95
債務者　坂口　恵子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０１７号
堺市中区土塔町3391番地１　レオパレスチェリオ101号
債務者　下田　清敬（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０３１号
大阪府河内長野市西代町８番９―204号
債務者　丸尾　義徳
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０３７号
堺市南区高倉台１丁３番２―1007号
債務者　山川　正明
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係